

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20085

研究課題名（和文）グローバル法としての国際環境法の諸原則の比較分析

研究課題名（英文）Comparative Analysis of the Principles of International Environmental Law as Global Law

研究代表者

阿部 紀恵（ABE, Kie）

神戸大学・人間発達環境学研究科・助教

研究者番号：30910856

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際環境法の諸原則が、複数の法体系・法規に遍在し、種々の文脈を背負いながら多元性を伴う規範として発展するという現象を背景として、人権条約の解釈・適用の実行を対象に、これらの諸原則が人権条約にどのように取り込まれ、具体化されているのかを実証的に明らかにした。また、人権条約機関に申し立てられている気候変動訴訟をめぐって、申立人および被申立国の主張を分析し、この新たな実行が諸原則の運用をめぐるこれまでの実行に変化をもたらす可能性を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一般的に妥当する法規として構想される国際環境法の諸原則が、その本質として、複数の法体系・法規に遍在し、種々の文脈を背負いながら多元性を伴って発展するのを背景として、人権条約の解釈・適用の実行を対象に、取り込まれ、具体化されるひとつのパターンを明らかにした。今後、他の国際法規に生じていることが想定される類似のパターンを明らかにし、比較検討するための手がかりを提供する点で学術的意義を有する。さらに、気候変動訴訟において諸原則がどのような働きをしようかについて検討を加えた結果は、今後各国が取りうべき気候変動対策（の見直し）に役立てられる点で、社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This project clarified the dynamic process in which the principles of international environmental law have been incorporated into international human rights treaties and concretized in accordance with the fundamental purpose and inherent ideas of such treaties. It also considered how these developed principles could be applied to new types of practices related to climate change litigations through analyses of the litigants' claims.

研究分野：国際法

キーワード：国際環境法の諸原則 法源 一般的妥当 グローバル法 人権条約 気候変動訴訟

## 1. 研究開始当初の背景

国際環境法の諸原則は、環境に関する国際法を構成する中心的規範として、国連気候変動枠組条約のような多数国間条約や、環境と開発に関するリオ宣言といった国際的文書で宣明され、国家、国際機構、企業や NGO を含む私人など国際社会のあらゆる構成員による、環境保全に関わる行動を規律する規範として広く受容されている。国際法学においては、地球環境保全という国際社会の共通利益実現に迅速かつ広汎に対応するため、これら諸原則を「一般法」として国際法体系にどのように位置づけられるかが問われてきた。しかし、慣習法あるいはソフトローを法源として諸原則を一般法と説明するこれまでの試みは、盤石な実証的基盤を有する一般法理論として確実な地歩を築くに至っていない。

他方、国際環境法の諸原則は、今日、国際法に加え、各国の国内法や EU 法、トランスナショナル法といった併存する複数の法体系(を構成する法規範群)に受容され、グローバルな法秩序全体に浸透している。個々の法体系・法規範に包摂された諸原則は、固有の文脈を背負って多元性・具体性を伴い、異なる法的地位や要件効果を与えられ個別的に発展を遂げる。一方で、予防原則をめぐる WTO 法と EU 法の比較や、参加の原則をめぐる欧州人権条約とオース条約の比較が示唆するように、発展を俯瞰する立場からは、諸原則は中核的内容を維持したまま複数の法体系・法規範に遍在する同一規範と認識される。このような国際環境法の諸原則の現代的実践は、従来のように、諸原則を「慣習法やソフトローを法源とする単一かつ独立した(抽象的内容のみを有する)法規範」と前提する思考には馴染まず、諸原則を包摂したすべての法規範を法源とし、文脈ごとに異なる多元的内容を有する法規範、即ち「グローバル法」という新たな一般法の形態として諸原則を説明するよう迫るものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、現状として諸原則が何を影響要因としてどのように多元化しているのか、という実証的分析と、同一の規範であるという認識の根拠についての理論的分析を通じてアプローチし、グローバル法としての国際環境法の諸原則を説明する新たな一般法理論を記述的・規範的理論として洗練することを目的とする。

## 3. 研究の方法

まず、の多元化の現状把握について、特に 2021 年度は、欧州人権裁判所の判決、米州人権委員会の個人通報制度を活用した実行および同裁判所の判決と勧告的意見、ならびにアフリカ人権委員会の個人通報制度を活用した実行を素材として、参加の原則・環境影響評価・予防原則・持続可能な発展の原則の 4 つの原則のそれぞれが、人権条約に包摂される過程を分析した。この際、事例ごとに異なる事実関係と個別の原則の規律内容に留意しつつ、条文解釈の際にアドホックに参照され、考慮に入れられるにとどまっていた諸原則が、判例法理の発展の中で、条約が加盟国に課す義務内容として常に位置付けられるようになり、条約への完全な包摂が実現する段階的プロセスを、丁寧に追うことを心掛けた。また、2021 年度の終わりから 2022 年度にかけては、上と同じ方法を用いて、気候変動による人権侵害が問題となっている事例を素材とした分析を行った。この背景には、気候変動の緩和策と適応策のいずれか、あるいは両方に関する加盟国の不十分な対応が人権侵害を引き起こしている、とする個人申立の増加や、勧告的意見の要請が、人権条約機関に対し相次いでなされたことがある。しかし、2022 年度の終了時点で、そのうちのほとんどの事例は、いまだ条約機関による審理が完了しておらず、研究成果に結びつける上では制約があった。

については、国際環境法の諸原則が複数の法体系・法規範に遍在する同一規範として妥当する現象は、それが、慣習法、ソフトローあるいはグローバル法として説明される場合があることを手がかりとして、これら 3 つの方法の説明を統一的視点から把握できる理論的枠組みを模索した。この際、得られた結果を説明する方法はいずれであるのか、という観点から、それぞれの説明方法を評価した。

## 4. 研究成果

まず、上記の研究成果について、本研究は、参加の原則と環境影響評価の 2 つの原則が、人権条約により包摂され、その義務内容の一部をなすことで、加盟国にはその遵守が義務付けられていることを明らかにした。他方で、予防原則と持続可能な発展の原則については包摂は見られず、アドホックに参照される規範にとどまっていることが分かった。このような結果に対し、本研究が加えた考察としては、参加の原則に関しては、その内容である 3 つの手続的環境権の保障が、人権条約でかねてより保障されてきた実体的環境権の実現の手段として重要な役割を果た

しており、そのことが近年ますます強く認識されるようになってきていることの表れであることを指摘した。また、環境影響評価についても、それが手続的環境権のうち、情報アクセス権や政策決定参加権の前提となることから、参加の原則の包摂に必然的に伴う形で包摂がなされている、と推定した。これらに対し、予防原則に包摂が見られない根拠としては、人権条約が、特定個人に帰属してその排他的利用の対象となる私的利益の保護あるいは損害の救済を主たる目的としており、環境のように、共同体全体に裨益するような公的利益の保全はその埒外に置かれることから、前者のような利益の侵害が既に発生しているか、あるいは発生する高い蓋然性がある場合を除いて、予防原則の適用が人権条約にはなじまないと考えられる。また、持続可能な発展の原則が包摂されない要因については、その本質が多元的であり、包摂の態様をはっきりと把握することがそもそも不可能である可能性を指摘した。

ただし、予防原則の包摂に関しては、気候変動による人権侵害の申立において積極的に引用されており、その一部はとりわけ、一国による気候変動の不十分な緩和策が人権侵害を引き起こすまでに曖昧な因果関係の立証のハードルを引き下げるために援用されている。気候変動の影響の緩和という文脈において、加盟国が負う義務の詳細を明らかにする人権条約機関の判断はいまだ存在しないが、これまで人権条約機関が扱ってこなかった新しいタイプの環境損害としての気候変動への対処を前に、これまで包摂が見られなかった予防原則の包摂が実現する可能性があるため、今後の検討課題とする。

最後に、上記の研究成果としては、慣習法、ソフトロー、グローバル法と説明するいずれの場合においても、法源と、そのように一般的に妥当すると説明される根拠（一般的妥当の基礎付け）という2つの共通する要素が存在することを確認した。これにより、上3通りの説明方法のそれぞれが、法源と一般的妥当の基礎付けをどのように前提しており、いかなる背景により登場したのか、実行とは合致しているか、さらに、規範的に望ましい理論であるか、という観点から考察を加えた。また、の得られた結果との関係では、包摂の見られた原則と見られなかった原則の両方が存在する現状は、グローバル法とソフトローの両方を用いて相互補完的に説明される、と結論付けた。

これらの研究成果の一部は、阿部紀恵「国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開」(一)～(六・完)『法学論叢』第191巻第2号～掲載中である。また、いくつかの学会報告およびオンライン記事において、成果を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 阿部紀恵	4. 巻 No.6
2. 論文標題 気候変動の世界的動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパートコメント	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部紀恵	4. 巻 191巻2号
2. 論文標題 国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開 (一)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 32-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部紀恵	4. 巻 191巻4号
2. 論文標題 国際環境法の諸原則の一般的妥当の法理 人権条約による包摂が示す現代的展開 (二)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 80-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 阿部紀恵
2. 発表標題 国際環境法の諸原則の 一般的妥当の法理 グローバル法としての理論化と課題
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会
4. 発表年 2021年～2022年

1. 発表者名 阿部紀恵
2. 発表標題 人権条約機関における気候変動訴訟の本案での争点：国内訴訟の示唆を踏まえて
3. 学会等名 京都大学国際法研究会
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 Kie ABE
2. 発表標題 Climate Change Litigations as New Standard Legal Methods for Limiting Global Warming? Challenges in a Successful Coalition between Human Rights and Environment toward Sustainable Development
3. 学会等名 The 13th Annual Conference of the Japan Chapter of Asian Society of International Law (国際学会)
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 阿部紀恵
2. 発表標題 [判例紹介] Daniel Billy et al. v. Australia, Communication No. 3624/2019, View (21 July 2022)
3. 学会等名 京都大学国際法研究会
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 Kie ABE
2. 発表標題 Multi-dimensional Interactions among International Rules on Human Rights, Investment and Climate Change: Examination of Three Analogies and Their Limits
3. 学会等名 EnAct Conference, Human Rights and Investment Law for Climate Change: Trends and Prospects (国際学会)
4. 発表年 2022年～2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

法学館憲法研究所オピニオンに、「国際法における人権保障と気候変動問題」という題目の記事を投稿した。  
[https://www.jicl.jp/articles/opinion\\_20230123.html](https://www.jicl.jp/articles/opinion_20230123.html)

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------